

補助金等調書

(2-1)

番号	30	担当課名	生涯学習課	補助開始年度	昭和40年度		
補助金等の名称	P T A連絡協議会事業補助金						
交付要綱等の名称	印西市社会教育関係補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/> 有) (平成31年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	市内の小中学校ごとに保護者及び学校関係者で構成するP T A (保護者と教職員が組織する団体を含む。) が組織する連合の団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市P T A連絡協議会 (加盟22団体)		昭和40年5月7日	4,730			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 子どもたちをめぐる諸問題を解決していくために、学校・家庭・地域が連携することにより、青少年の健全育成に貢献している。 補助金交付年数：54年						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		200,000	200,000	200,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源				
		会費		210,630	436,030	436,030	
		事業収入					
		その他					
	合計		410,630	636,030	636,030		
	歳出	人件費					
		事務費		22,242	24,333	6,000	
		事業費		388,388	611,697	630,030	
		その他					
		合計		410,630	636,030	636,030	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象経費…報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、通信運搬費、保険料、使用料、賃借料及び負担金 ・ 補助率等…対象経費の70パーセント以内。ただし、1団体36万円を限度とする。 ・ 下部組織等への配分なし。 					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	PTA活動の推進、単位PTA相互の連携及び青少年の健全育成を推進するため、市内の小中学校ごとに保護者及び学校関係者で構成されるPTA(保護者と教職員が組織する団体を含む。)が組織する連合の団体に対して補助金を交付する。 (別紙あり)
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	補助対象経費の70%以内。ただし、1団体当たり36万円を限度とする。 補助対象経費 410,816円×70%=287,571円→予算計上額200,000円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	予算計上額 200,000円に対し、200,000円支出。 【支出根拠】 補助対象経費 406,610円×70%=284,627円→精算額200,000円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	各小中学校の単位PTAが連携を図ることにより、PTA活動の推進、単位PTA相互の連携及び青少年の健全育成に大きな効果がある。
	⑤ 補助金交付の終期の目的がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
平成31年度廃止予定。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
平成22年度の合併に伴い、補助率を4分の3以内から70%に、限度額15万円から36万円に変更。 平成31年度廃止予定ではあるが、引き続き補助金を交付し、青少年健全育成のため、継続して支援をしたいと考える。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの	
別紙あり	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	各小中学校の単位PTAが連携を図ることにより、講演会、単位PTAの情報交換を実施し、単位PTA相互の連携を深め、PTA活動の充実を図るとともに、広域的な児童・生徒の健全育成を図る事業を学校・家庭が連携して展開しているため、現状維持で継続。

補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p> <p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p> <p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p>
	<p>【目的】 子どもたちを取り巻く環境は、日々変化し複雑化しており、子どもたちをめぐる諸問題を解決していくために、学校・家庭・地域が連携することにより、PTA活動の推進、単位PTA相互の連携及び青少年の健全育成を図るためにPTA連絡協議会の行う事業に補助をする。</p> <p>【効果】 各小中学校の単位PTAが連携を図ることにより、PTA活動の推進、単位PTA相互の連携及び青少年の健全育成に大きな効果がある。</p> <p>【公益性】 講演会、単位PTAの情報交換を実施し、単位PTA相互の連携を深め、PTA活動の充実を図るとともに、広域的な児童・生徒の健全育成を図る事業を展開していく事は公益性が高い。</p>

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	市PTA連絡協議会補助金
-------	--------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	184万5千円 (予算184万5千円)	(予算184万5千円)
佐倉市	補助対象経費の2分の1以内	50万円
四街道市	補助対象経費の3分の2以内	予算の範囲内
八街市	補助対象経費の2分の1以内	4万5千円
富里市	補助対象経費の2分の1以内	10万円
白井市	補助対象経費の2分の1以内	10万円
印西市	補助対象経費の70%以内	1団体当たり36万円



第4号様式(第13条)

平成29年3月31日

補助事業等実績報告書

印西市長 板倉 正直 様

住所 [REDACTED]
補助事業者 氏名 印西市PTA連絡 [REDACTED]
会長 [REDACTED]
連絡先 [REDACTED]

印西市補助金等交付規則第13条の規定により、補助事業等の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月日	平成28年6月7日	指令番号	印西教生指令第16号
補助事業年度	平成28年度	補助金等の名称	印西市社会教育関係補助金
補助事業等の名称		印西市PTA連絡協議会事業	
補助事業等	名称	別紙事業一覧のとおり	
	施行場所	別紙事業一覧のとおり	
着手年月日	平成28年4月1日	完了年月日	平成29年3月31日
交付決定額		200,000円	
補助事業等 の 経過 及び 内容		別紙事業報告書のとおり	
添付書類		1 収支決算書 2 完成写真(工事施工等に係る場合) 3 その他(事業報告書) 注 申請者が団体等の場合は、補助金の充当状況がわかる収支決算書を添付すること。	

※ 記入しきれない場合は、適宜別紙としても可

平成29年度印西市PTA連絡協議会 会計決算報告

1. 歳入

(円)

項目	予算額	決算額	比較	備考
1. 会費	206,610	204,780	△ 1,830	各校負担金3000円×22校+会員4626人×30
2. 市補助金	200,000	200,000	0	
3. 県郡負担金収入	231,250	231,250	0	会員4625人×50円
3. 雑収入	0	0	0	
合計	637,860	636,030	△ 1,830	

2. 歳出

(円)

項目	予算額	決算額		比較	備考
		決算額	内市補助金 充当額		
1. 報償費	154,000	185,000	55,500	△ 31,000	講演会講師謝礼、バレー審判団謝礼
2. 旅費	25,000	8,500	2,550	16,500	郡PTA、市PTA理事会への参加
3. 消耗品費	79,610	56,446	16,934	23,164	バレー関係、理事会関係
4. 燃料費	0	0	0	0	
5. 食糧費	55,000	63,076	18,923	△ 8,076	バレー審判団弁当・理事会飲み物
6. 印刷製本費	10,000	23,901	7,170	△ 13,901	コピー用紙、インク
7. 光熱水費	0	0	0	0	
8. 賄材料費	0	0	0	0	
9. 通信運搬費	1,000	432	130	568	振り込み手数料
10. 保険料	7,000	7,425	2,228	△ 425	バレー大会保険
11. 使用料	15,000	0	0	15,000	
12. 負担金	231,250	231,250	69,375	0	県郡PTA負担金
13. 賃借料	60,000	60,000	27,191	0	郡Pバレー大会バス貸借補助
合計	637,860	636,030	200,000	1,830	

【市補助金返還額】

歳入の市補助金 - 歳出の内市補助金充当額 = 市補助金返還額

200,000円 - 200,000円 = 0円 は市に返還いたします。

上記のとおり報告いたします。

平成30年3月31日 印西市PTA連絡協議会 会計



平成29年度 印西市PTA連絡協議会事業報告

期 日	事 業	場 所	内 容	郡県関係事業
5月11日 (木)	第1回理事会 評議会	本埜公民館	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度事業報告 平成29年度事業予定, 予算, 平成29年度役員 	5/21(土) ・第1回理事会, 定期 総会
6月2日 (金)	第2回理事会 バレーボール 大会打合せ会 議	本埜公民館	<p>(子ども110番説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> バレーボール大会について 会費納入について 懇親会 <p>6月2日(金) 18時より 「まるみや」</p> <p>審判講習会 6月3日(土)午後5時～9時 (松山下運動公園)</p>	7/1(土) ・郡PTAバレーボール 大会 (佐倉市民体育館) 7/31(月) ・標語作文コンクール 応募締切 8/25・26(金・土) ・日本PTA全国研究 大会(仙台大会) 9/12(火)
6月17日 (土)	バレーボール 大会	松山下運動公 園体育館	・トーナメント戦で実施 16日(金)前日準備	・第2回理事会 10/21・22(土・日) 関ブロ群馬大会 10/26(木)
9月8日 (金)	第3回理事会	本埜公民館	・運営研修会(講演会)につい て	・県PTAバレーボール 大会 11/18(土)
11月11日 (土)	運営研修会 (講演会)	本埜公民館	・講演会の実施 グループABによる笛の演 奏 参観者160名・	・県P研究長生・茂原 大会(茂原市) 11月
2月27日 (火)	第4回理事会	本埜公民館	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度の活動の成果 と課題 来年度の活動について 等 バレーボール大会運営につ いて 	2/15(木) ・第3回理事会 3/15(木) ・広報紙コンクール 応募締切

○印西市社会教育関係補助金交付要綱

平成20年3月31日告示第63号

改正

平成22年5月11日告示第135号

平成23年3月31日告示第68号

平成26年3月27日告示第56号

平成29年3月24日告示第28号

印西市社会教育関係補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、社会教育の振興を図るため、社会教育及び青少年健全育成に関する事業を行うことを主たる目的として設立された団体が行う事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業、経費、補助率等)

第2条 補助金の対象とする経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条第2項第5号に規定する市長が認める書類は、次の書類とする。

(1) 団体規約等

(2) 会員名簿

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成22年5月11日告示第135号）

この告示は、公示の日から施行し、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成23年3月31日告示第68号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年3月27日告示第56号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日告示第28号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成29年

4月1日から施行する。

別表（第2条）

番号	補助対象事業	補助の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
1	女性の会事業	女性の社会参加を奨励し、男女共同参画社会の推進を図る。	市内に居住する成人女性で構成し、かつ、50人以上で組織する団体	報償費、旅費消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、通信運搬費、保険料、	補助対象経費の70パーセント以内。ただし、1団体当たり30万円を限度とする。
2	青少年相談員連絡協議会事業	青少年相談員活動の促進を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果的な推進に資する。	青少年相談員が組織する団体	使用料、賃借料及び負担金	補助対象経費の80パーセント以内。ただし、1団体当たり212万円を限度とする。
3	子ども会育成連絡協議会事業	子ども会の活動の促進を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果的な推進に資する。	市内で活動している子ども会の育成者が組織する連合の団体		補助対象経費の80パーセント以内。ただし、1団体当たり51万円を限度とする。
4	P T A 連絡協議会事業	各学校のP T A 活動の促進を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果	市内の小中学校ごとに保護者及び学校関係者で構成するP T A（保護者と教職員が組織する		補助対象経費の70パーセント以内。ただし、1団体当たり36万円を限度とする。

		的な推進に資する。	団体を含む。)が組織する連合の団体	
5	地域ぐるみさわやかコミュニティ推進委員会事業	学校、家庭及び地域が共に連携し、地域社会の発展を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果的な推進に資する。	市内の中学校区において、青少年の健全育成環境の向上を目指し、関係機関及び団体の代表者、学校関係者で組織するさわやかコミュニティ推進委員会	補助対象経費の額。ただし、1学校区当たり8万円を限度とし、予算の範囲内において配分する。
6	家庭教育学級事業	家庭での教育を行う時に必要な心構え、留意点等を学習する機会を提供し、家庭教育の充実を図り、子どもたちの健全な成長と学級生自身の向上に資する。	市立各幼稚園及び市立各小中学校の保護者で構成する家庭教育の向上を目的とする会	補助対象経費の額。ただし、1学校当たり(幼稚園にあっては1幼稚園当たり)8万円を限度とし、予算の範囲内において配分する。
7	芸術文化協会事業	芸術文化の振興を図り、もって地域社会の発展に資する。	市内の文化芸術の種別ごとに総括する単位団体で構成し、かつ、文化的地位の向上と地域文化	補助対象経費の70パーセント以内。ただし、1協会当たり40万円を限度とする。

			の発展に寄 与するため に組織する 協会		
--	--	--	-------------------------------	--	--